



欧州の統一特許裁判所協定について ～現況及び今後の見通し～

■はじめに

欧州は、27か国が加盟する欧州連合（EU）に代表されるように、独自の経済的・政治的連合が形成されている特異な地域です。今回は、発効が目下に迫っている統一特許裁判所（Unified Patent Court：UPC）協定について紹介します。

■統一特許裁判所（UPC）協定の意義

欧州では、欧州特許条約（EPC）に基づく欧州特許制度が存在し、欧州特許を取得するためには、出願人は、EPC加盟国の特許庁へ個別に出願することなく、欧州特許庁（EPO）に出願するだけで済みます。そして、欧州特許を取得すると、特許権者は指定国の国内特許権と同じ効力を享受することができます。

しかしながら、EPOが、欧州特許を付与した場合であっても、その権利者が、実際に権利を行使する際には、原則として国ごとに有効化が必要です。

有効化とは、欧州特許付与の告示等が欧州特許公報に公告された日から原則として3ヵ月の間に各国が指定する翻訳文を提出し、必要に応じて庁費用を納付して国ごとに権利を有効にする手続をいいます。

従来、欧州特許を取得した場合でも、権利化後に手間やコストがかかるといった課題がありました。UPC協定が発効すると、欧州各国での上記有効化を経ずに、UPC協定の全批准国において単一的な効力をもつ「欧州単一効特許」を得ることができます。さらに、特許権者は、特許権侵害訴訟等の際、国ごとに訴えを提起することなく、統一特許裁判所への訴えを提起することのみで済みます。

■批准の状況及び発効予定

UPC協定は、UPC協定署名の前年において、有効な欧州特許の数が最も多い3か国（ドイツ、フランス、イタリア）を含むEU加盟国13か国以上の批准によって発効されます。元々上記3か国はイギリス、ドイツ、フランスでしたが、イギリスのEU離脱、UPC協定批准撤回に伴い、イタリアに置き換わりました。

発効のためには、残るはドイツの批准のみですが、ドイツは既にUPC協定承認法を、大統領による署名を経て連邦法律公報にて公布完了しており、UPC協定を批准できる準備は既に整っております。

ドイツは、UPC協定の発効に向けた事前準備作業に必要な時間を確保できるようにするため、UPC協定の批准書の正式寄託を差し控えており、UPC協定加盟国が、後述する暫定適用段階の準備作業がほぼ完了したことに同意した後に、批准書を正式に寄託する予定です。

■暫定適用期間

UPC協定の発効に向けた準備のためにUPC協定の一部を暫定的に適用する期間が、暫定適用期間です。暫定適用期間開始のためには、PPA（Protocol on Provisional Application）の発効が必要であり、PPAが発効されると、PPAの規定に従い、UPC協定の一部の条項の暫定適用をすることができ、UPC協定発効に向けた事前準備が開始されます。以下はその一例です。

- ・第一審裁判所、控訴裁判所、及び登記部の設立（UPC協定第6条(1)）

- ・判事の採用、登記官等の任命（UPC協定第16条(1)及び(2)等）。

PPA発効のためには、ドイツ、フランス、イタリアを含むUPC協定署名国13か国以上が、①UPC協定を批准又は自国の議会の承認を取得の旨を通知、かつ、②PPAに同意、という2つの条件を満たすことが必要でしたが（PPA第3条）、2022年初のオーストリアのPPA批准を以て発効しました。

国名	UPC協定 批准	PPA同意	EU加盟	EPC加盟
フランス	○	○	○	○
イタリア	○	○	○	○
エストニア	○	○	○	○
オーストリア	○	○	○	○
オランダ	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	○	○
スロベニア	○	○	○	○
デンマーク	○	○	○	○
フィンランド	○	○	○	○
ブルガリア	○	○	○	○
ベルギー	○	○	○	○
ルクセンブルグ	○	○	○	○
ドイツ	準備完了	○	○	○
ギリシャ	-	○	○	○
ハンガリー	-	○	○	○
ルーマニア	-	○	○	○
ポルトガル	○	-	○	○
マルタ	○	-	○	○
ラトビア	○	-	○	○
リトアニア	○	-	○	○
アイルランド	署名のみ	-	○	○
キプロス	署名のみ	-	○	○
スロバキア	署名のみ	-	○	○
チェコ	署名のみ	-	○	○
クロアチア	-	-	○	○
スペイン	-	-	○	○
ポーランド	-	-	○	○
イギリス	撤回	撤回	脱退	○
その他10か国	-	-	-	○
合計国数	16	16	27	38

■UPC協定発効の見通し

暫定適用期間は、少なくとも8ヵ月程度を要すると想定されているため、UPC協定の発効時期は早くても2022年後半から2023年初頭頃になる見込みです。

■UPC協定発効後の移行期間

UPC協定が発効すると、欧州特許庁で今後付与される欧州単一効特許、及び従来型欧州特許のいずれもが、原則として統一特許裁

判所の専属管轄となります（UPC協定第32条）。そこで、UPC協定の発効後原則7年の移行期間が設けられており（UPC協定第83条(1)等）、当該移行期間においては、後述するオプトアウト（UPC協定第83条(3)）の申請が可能です。

■オプトアウトについて

オプトアウトとは、上記移行期間において、例外的に、欧州特許を統一特許裁判所の専属管轄から自発的に除外する手続きをいいます。オプトアウトは、UPC協定発効前の3ヵ月間の準備期間である「サンライズ期間」の開始日から、移行期間の満了1ヶ月前まで、申請することが可能です。

■今後の注意点

統一特許裁判所は、まだ裁判例が存在しないことから、権利の有効性の判断等についての予見可能性が乏しいにも関わらず、上記の国ごとに現在有効化されている特許権がUPCでの訴訟一つで全て無効になり得る等、特許権者へのインパクトは極めて高いものといえます。そのため、特許権者は、今後、UPC協定の判例や当業者の動向等について注意深く見極めていく必要があると思われます。

■おわりに

欧州の統一特許裁判所協定についてまとめさせて頂きました。欧州特許に関心がある方々にとって、少しでもお役に立てば幸いです。

筆者紹介

西本 慶喜（にしもと よしのぶ）

- ・簡単な経歴：大学院卒業後、約6年間の企業勤務を経て、2021年に弁理士登録、同年よりTMI総合法律事務所勤務。
- ・専門分野：化学全般、特に高分子化学。
- ・趣味：旅行、二輪車、サッカー、温泉。